令和4年3月29日 放送大学学園規程第2号

(設置)

- 第1条 放送大学が令和5年度に設立40周年を迎えるに当たり、放送大学40年史の編纂を行うため、放送大学40年史編纂委員会(以下「編纂委員会」という。)を置く。 (委員)
- 第2条 編纂委員会の委員は、次のとおりとする。
 - 一 理事長が指名する理事
 - 二 学長が指名する学長特別補佐
 - 三 各コースの教授又は准教授
 - 四 学長が指名する学習センター所長
 - 五 事務局長
 - 六 部長
 - 七 総合戦略企画室長
 - 八 その他事務局長が指名する職員
 - 九 その他学長が指名する教授又は准教授

(委員長)

- 第3条 編纂委員会に委員長を置き、理事長が指名する委員をもって充てる。
- 2 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(業務)

- 第4条 編纂委員会の業務は、次のとおりとする。
- 一 編纂要領等の作成に関すること。
- 二 編纂に必要な資料等の収集・整理に関すること。
- 三 原稿の作成、整理及び編集に関すること。
- 四 その他放送大学40年史の編纂に関すること。
- 2 前項第2号に掲げる業務については、放送大学関係資料室の協力を得ながら行うものとする。

(編纂主幹)

- 第5条 編纂委員会に編纂主幹を置く。
- 2 編纂主幹は、委員の中から委員長が指名する。
- 3 編纂主幹は、編纂委員会の決定に基づき、放送大学 4 0 年史の編纂に係る執筆実務を 統括する。

(執筆実務者)

第6条 執筆実務を行う者は、編纂委員会で別に定める。

(教職員の協力)

第7条 編纂委員会は、放送大学40年史の編纂に関し、教職員に必要な協力を求めることができる。

(学外協力者)

第8条 編纂委員会は、放送大学の事業活動等に関し識見を有する学外の者に、編纂について、協力を求めることができる。

(事務局)

第9条 総合戦略企画室に、放送大学40年史編纂室(以下「編纂室」という。)を置く。 2 放送大学学園の関係部課室は、編纂委員会及び編纂室の事務に最大限の協力をするも のとする。

(細則)

第10条 この規程に定めるものほか、放送大学40年史の編纂に関し必要な事項は、編纂委員会が定めるものとする。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。